



平成 27 年 4 月 13 日

各 位

会社名 コーナン商事株式会社
 代表者名 代表取締役社長 足田 直太郎
 (コード 7516 東証第 1 部)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 4 月 13 日開催の取締役会において、平成 27 年 5 月 28 日開催予定の第 38 期定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

(1) 取締役会を開催して決議を行うことを原則といたしますが、より機動的な意思決定のため、緊急時や議案の内容に応じて書面または電磁的記録により取締役会の決議があったものとみなすことができるよう、定款第 22 条（取締役会の書面決議）の規定を新設するものであります。

(2) 上記条文の新設に伴い、条数の繰り下げを行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示しております。)

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|---|
| 第 4 章 取締役及び取締役会 第 17 条～第 21 条（条文省略） （新設） | 第 4 章 取締役及び取締役会 第 17 条～第 21 条（現行どおり） 第 22 条（ <u>取締役会の書面決議</u> ） <u>当社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監査役が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</u> |
| 第 22 条（条文省略） 第 5 章 監査役及び監査役会 第 23 条～第 28 条（条文省略） 第 6 章 計算 第 29 条～第 32 条（条文省略） | 第 23 条（現行どおり） 第 5 章 監査役及び監査役会 第 24 条～第 29 条（現行どおり） 第 6 章 計算 第 30 条～第 33 条（現行どおり） |

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 27 年 5 月 28 日（木）

定款変更の効力発生日 平成 27 年 5 月 28 日（木）

以上

この件に関するお問合せは、IR 広報室までお願いします。

TEL 072-274-1622